

配慮市長意見書

(仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山中 竹春

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に示してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。
- (4) 旧上瀬谷通信施設地区において、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)等の関連事業が連続して進むことから、各関連事業と情報を密に共有し、適切な環境保全措置が講じられるよう連携して事業を進めてください。
- (5) 事業計画の詳細が示されていないことから、テーマパークゾーンをはじめとする各ゾーンの主要な施設の配置や規模等の具体的な内容を方法書に示してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」】

(1) 環境資源等の現況把握【配慮事項(2)】

本事業は、土地区画整理事業の後に実施することから、現況をどの時点とするか整理し、方法書に示してください。土地区画整理事業後を現況として予測・評価を行う場合は、関連事業の最新の事業計画や事後調査結果等を踏まえて現況を把握してくだ

さい。

(2) グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出【配慮事項(5)】

テーマパークゾーンの外周部には一定の幅を持つ植栽帯を整備するとしていることから、計画区域内部も併せて連続的な生物の生息・生育の場としての機能確保、地域の生物多様性のネットワーク維持保全への配慮を具体的に検討し、方法書以降の図書に示してください。

(3) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮【配慮事項(11)】

ア 多くの来街者が見込まれることから、交通量の増大による周辺住宅への影響に十分配慮してください。

イ 駐車場が大規模になると、自家用車を利用する来街者が増加する傾向にあるため、周辺の道路ネットワークの状況を踏まえ、駐車場の規模等を検討してください。また、方法書以降の図書では、自動車交通と公共交通の分担比率を示してください。